

四日市市楠交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第35号

四日市市楠交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市楠交流会館条例施行規則（平成27年四日市市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第10条 条例第6条の規定に基づき使用料を<u>免除</u>する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第10条 条例第6条の規定に基づき使用料を<u>減免</u>する場合は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、第12条に規定する附属設備の使用料は除く。</u></p> <p>(1) から (5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後			
別表（第12条関係）			
附属設備使用料			
種別	単位	使用料	備考
拡声器	1回1式	<u>530円</u>	
映像機器	1回1台	<u>1,050円</u>	

改正前
別表（第12条関係）

附属設備使用料

種別	単位	使用料	備考
拡声器	1回1式	<u>520円</u>	
映像機器	1回1台	<u>1,030円</u>	

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市楠交流会館 使用許可申請書 使用料減免					
四日市市長		(申請者)		年 月 日	
		住 所			
		団 体 名			
		代表者氏名			
		電 話 番 号			
使用目的 (減免申請理由)				使用人員	人
使用日時 及び 使用場所	年 月 日 (曜日)	使用場所	使用時間区分		
	午 前	午 後	夜 間		
	. . ()				
	. . ()				
	. . ()				
	. . ()				
	. . ()				
持 込 品					
使用責任者	(TEL) / <input type="checkbox"/> 申請者と同じ				

下欄は記入しないでください。

使用料通知兼領収証書

使 用 料	施設使用料	調理代	附属設備使用料	合 計
使用許可の条件				
使用料減免	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (条例施行規則第10条第1項第 [] 号の規定による)			

上記のとおり領収しました。
楠交流会館

使用料領収済印

第2号様式（第7条関係）

四日市市楠交流会館 使用許可書 使用料減免決定書					
四日市市長		(申請者)		年 月 日	
		住 所			
		団 体 名			
		代表者氏名			
		電 話 番 号			
使 用 目 的 (減免申請理由)				使 用 人 員	人
使 用 日 時 及 び 使 用 場 所	年 月 日 (曜日)	使 用 場 所	使 用 時 間 区 分		
	. . ()		午 前	午 後	夜 間
	. . ()				
	. . ()				
	. . ()				
	. . ()				
	. . ()				
持 込 品					
使 用 責 任 者	(TEL) / <input type="checkbox"/> 申請者と同じ				

下欄は記入しないでください。

使用料通知兼領収証書

使 用 料	施設使用料	調理代	附属設備使用料	合 計
使用許可の条件				
使用料減免	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (条例施行規則第10条第1項第 []号の規定による)			

上記のとおり領収しました。
楠交流会館

使用料領収済印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市楠交流会館条例施行規則別表の規定は、平成31年10月1日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民文化部市民生活課)